

鳥取大学工学部放射線障害予防規則

(目的)

第1条 この規則は、電離放射線障害防止規則に基づき、鳥取大学工学部における百万電子ボルト未満の엑クス線及び電子線発生装置（以下「엑クス線発生装置等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、工学部の엑クス線業務を行う施設に立ち入るすべての者に適用する。

(総括)

第3条 鳥取大学工学部長（以下「学部長」という。）は、工学部における放射線障害の発生の防止及び安全の確保に関して総括する。

(委員会)

第4条 工学部に、放射線障害の防止について必要な事項を審議するため、工学部放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 엑クス線発生装置等を所有する学科の学科目を兼担する教員から選出された教員 各1人

二 第6条に規定する엑クス線主任者

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(組織)

第5条 工学部における엑クス線発生装置等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(엑クス線主任者等)

第6条 学部長は、委員会の議を経て、엑クス線主任者（以下「主任者」という。）を命じ、学長に報告する。

2 学部長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中その職務を代理させるため、委員会の議を経てエックス線主任代理者（以下「代理者」）を命じ、学長に報告する。

（主任者の職務）

第7条 主任者は、放射線障害の防止に係る監督に関し、次の職務を行う。

- 一 本規則の制定及び改廃への参画
- 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- 三 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- 四 立入検査等の立会い
- 五 異常及び事故の原因調査への参画
- 六 放射線障害の防止に関し、学部長に対する意見の具申
- 七 使用状況及び施設、帳簿及び書類等の監査
- 八 関係者への助言、監督及び指示
- 九 委員会開催の要求
- 十 その他放射線障害防止に関し必要な事項

（管理区域責任者）

第8条 管理区域ごとに管理区域責任者を置き、学部長が指名する。

2 管理区域責任者は、次の業務を行う。

- 一 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線による被ばくの管理
- 二 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- 三 管理区域に立ち入る者に対する主任者の指示の徹底
- 四 その他管理区域に立ち入る者の放射線障害防止のために必要な事項

（取扱責任者）

第9条 管理区域責任者は、放射線作業ごとに取扱責任者を定めなければならない。

2 取扱責任者は、業務従事者に対し、エックス線発生装置等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに、使用に関する記録を行う。

3 取扱責任者は、次条に定めるところにより業務従事者として登録しなければならない。

（業務従事者とその登録）

第10条 工学部において、エックス線発生装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、あらかじめ所属学科長の同意を得て、学部長に登録の申請をしなければならない。

2 学部長は、前項の申請をした者について、第23条に定める健康診断を行わなければならない。

- 3 学部長は、前項の健康診断において可とされた者であって、第22条の規定による教育訓練の結果、資格があると判定された者に限り、委員会の議を経て業務従事者として登録するものとする。
- 4 前項の登録の有効期間は、登録した年度内とし、更新することができる。
- 5 学部長は、登録した者及び登録を更新した者の氏名を、学科長及び主任者に通知するものとする。
- 6 登録されていない者は、原則として工学部においてエックス線発生装置等の取扱いに従事することはできない。
- 7 学部長は、登録された者が法令又は規則に著しく違反した場合には、委員会の議を経て登録を取り消すことができる。

(命令遵守等の義務)

第11条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

(安全管理者)

第12条 放射線安全管理を行うため、安全管理者を置く。

2 安全管理者は、次の業務を行う。

- 一 放射線測定機器の保守管理
- 二 業務従事者に対する教育、訓練計画の立案及びその実施
- 三 業務従事者に対する健康診断計画の立案及びその実施
- 四 放射線安全に関する記帳、記録の管理及びその保管
- 五 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務

(定期点検)

第13条 学部長は、別に定める定期点検要項に従い6ヶ月に1回点検を行い、その結果を記録し、保存しなければならない。

(管理区域)

第14条 学部長は、放射線障害防止のため、放射線障害発生のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 前項で指定する管理区域は別に定める。

3 管理区域責任者は、次に定める者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。

- 一 業務従事者として第10条に基づき登録された者
- 二 見学者等で一時立入者として管理区域責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第15条 管理区域に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 定められた出入口から出入りすること。
- 二 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- 三 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- 四 業務従事者等は、主任者及び管理区域責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。
- 五 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために、行う指示、その他施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。

2 学部長は、エックス線発生装置等及び管理区域の境界には、標識等を掲げなければならない。

3 学部長は、エックス線発生装置等又はその付近の場所に、当該装置の名称及び定格出力を明記した標識等を掲げるとともに、当該装置等の取扱いに係る注意事項を掲示し、業務従事者等に遵守させなければならない。

(設置、変更等)

第16条 学科長は、エックス線発生装置等を設置し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ学部長に申し出て、承認を受けなければならない。

2 学部長は、前項の承認に当たっては、委員会の議を経るものとする。

3 学部長は、エックス線発生装置等を設置し、変更し、又は廃止したときは、その旨を学長に報告しなければならない。

(修理、改造等)

第17条 学科長は、設備機器等について、修理、改造等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び学部長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微であると認められるものについては、この限りでない。

2 学科長は、エックス線発生装置等を修理、改造等したときは、その旨を学部長に報告しなければならない。

(エックス線発生装置等の使用)

第18条 エックス線発生装置等を使用する者は、管理区域責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 使用中は、運転中であることを明示すること。
- 二 しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- 三 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- 四 フィルタ、しぼり等を用いて、不必要なエックス線等をできるだけ少なくすること。

(放射線測定器の保守)

第19条 安全管理者は、安全管理に係る放射線測定器について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第20条 主任者は、エックス線発生装置等による放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線の量の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について、放射線測定器を使用して行わなければならない。

3 測定は、次の項目に従い行わなければならない。

- 一 放射線の量の測定は、管理区域内、管理区域境界について行うこと。
- 二 実施時期は、使用開始前に1回、使用開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに行うこと。

4 次の項目について、測定結果を記録し、保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定箇所
- 三 測定をした者の名前
- 四 放射線測定器の種類及び形式
- 五 測定方法
- 六 測定結果

5 前項の測定結果は、安全管理者が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定と保存)

第21条 主任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な測定器を着用させ、次の事項に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算においてこれらの値を算出することとする。

- 一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- 二 測定は、胸部（女子（妊娠不能とされたものを除く。以下同じ。）にあつては腹部）について1センチメートル線量当量、及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- 三 前号のほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（女子にあつては腹部及び大たい部からなる部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。

四 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第二号及び第三号のほか当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。

五 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として管理区域責任者が認めた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこと。

六 次の項目について、測定の結果を記録すること。

- イ 測定対象者の氏名
- ロ 測定をした者の氏名
- ハ 放射線測定器の種類及び形式
- ニ 測定方法
- ホ 測定部位及び測定結果

七 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。

八 第7号の測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。

- イ 算定年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 算定した者の氏名
- ニ 算定対象期間
- ホ 実効線量
- ヘ 等価線量及び組織名

九 等価線量は次のとおりとすること。

- イ 皮膚は70マイクロメートル線量当量
- ロ 水晶体は1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち適切な方
- ハ 妊娠中の女子の腹部表面は、1センチメートル線量当量

十 第8号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。

十一 第6号から第10号の記録は、安全管理者が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。

(教育及び訓練)

第22条 学部長は、管理区域に立ち入る者及びエックス線発生装置等の取扱い等業務に従事する者に対し、本規則の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次に定めるところによる。

一 実施時期は、次のとおりとする。

イ 業務従事者として登録する前

ロ 初めて管理区域に立ち入る前及び取扱等業務に従事する前

ハ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあつては1年を超えない期間ごと

二 項目及び時間数は次のとおりとする。

イ 放射線の人体に与える影響 30分間以上

ロ 放射性同位元素等の安全取扱い 4時間以上

ハ 放射線障害防止に関する法令 1時間以上

ニ 放射線障害予防規則 30分間以上

ホ その他放射線障害防止に関して必要な事項

3 前項の規定にかかわらず、前項第二号に掲げる実施項目に関して、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

4 管理区域責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために、必要な教育を実施しなければならない。

(健康診断)

第23条 学部長は、業務従事者に対して次に定めるところにより、健康診断を実施しなければならない。

一 実施時期は、次のとおりとする。

イ 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後にあつては6月を超えない期間ごと。

二 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

三 問診は、放射線の被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価について行うこと。

四 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハの部位又は項目（初めて管理区域に入る前の健康診断にあつてはイ及びロの部位又は項目を除く。）については、医師が必要と認める場合に行うものとする。

イ 末しょう血液中の血色素量，又はヘマトクリット値，赤血球数及び白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

2 学部長は、前項の規定にかかわらず、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

3 安全管理者は、次の項目に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

一 実施年月日

二 対象者の氏名

三 健康診断を実施した医師名

四 健康診断の結果

五 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、安全管理者が永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを対象者に交付しなければならない。

5 安全管理者は、第23条第1項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、学長を通じ、遅滞なく、別に定められた様式による電離放射線健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

第24条 学部長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者及び鳥取大学安全衛生管理規程（平成16年鳥取大学規則第49号）第10条に定める産業医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持に必要な措置をとらなければならない。

（記帳及び保存）

第25条 学部長は、使用並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

一 使用

イ エックス線発生装置等の種類及び数量

ロ エックス線発生装置等の使用年月日，目的，方法及び場所

ハ エックス線発生装置等の使用に従事する者の氏名

二 教育及び訓練

イ 教育及び訓練の実施年月日及び項目

ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 前項に定める帳簿は、各年度ごとに閉鎖し、安全管理者が5年間保存しなければならない。

(危険時の措置)

第26条 地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、次のとおり応急の措置を講じなければならない。

一 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努め、緊急警告等応急の措置を講じるとともに、直ちに学部長に報告しなければならない。

二 学部長は、前項の連絡に基づき、直ちに所轄の警察署及び消防署等関係機関に通報するとともに、遅滞なく次に掲げる事項を学長を通じ、文部科学大臣に届け出なければならない。

イ 事態の生じた日時、場所及び原因

ロ 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

ハ 講じ、又は講じようとしている応急措置の内容

(事故時の措置)

第27条 次の事態の発生を発見した者は、直ちにその旨を主任者又は関係者に通報しなければならない。

一 業務従事者について実効線量限度または等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

二 前号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2 前項の通報を受けた者は、その旨を直ちに学部長に報告するとともに、必要に応じて所轄の警察署又は消防署等関係機関に通報しなければならない。

3 学部長は、前項の報告を受けたときは直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ学長を通じ、文部科学大臣に届け出なければならない。

(雑則)

第28条 この規則の改正は、委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成11年7月19日から施行する。

2 この規則施行の際現に在任する委員の任期は、改正後の鳥取大学工学部放射線障害予防規則第4条第3号の規定にかかわらず、平成13年3月31日

までとする。

- 3 この規則施行日の前日までに行われた管理区域の指定，測定，教育訓練，健康診断及びこれに関する記録については，この規則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は，平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日の前日までに行われた管理区域の指定，測定，教育訓練，健康診断及びこれに関する記録については，従前のおりとする。

附 則

この規則は，平成16年6月21日から施行し，改正後の鳥取大学工学部放射線障害予防規則の規定は，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

別 図

